

# 業務委託仕様書

## 1 件名

令和8年度家具等における国産広葉樹利活用に向けた需要動向等調査委託事業

## 2 事業目的

日本の里山を象徴する広葉樹林は、燃料革命以降の薪炭利用の急減により全国で約400万haが放置されていると推定される。近年、クマ等の野生動物の行動圏が拡大し、農作物被害や人との軋轢が顕著となっていることから、その資源の利活用を通じて、放置された里山広葉樹林を積極的に管理する必要が高まっている。

広葉樹については、活用方法が多様であること、広葉樹林の多くが施業地として集約化されておらず樹種も多様であることから、需要と供給を適切に結び付けていくためには、広葉樹の供給側と需要側の情報共有や地域横断的な課題に取り組む場が必要とされているところである。このため、川上から川下までの関係者からなる全国レベルの里山広葉樹利活用プラットフォーム（以下「プラットフォーム」）を創設し、国産広葉樹の利用拡大を進めていくことが急務となっている。

これに向けては、広葉樹の最終製品である家具・内装材・工芸品等について、求められる樹種、製品に必要な規格・品質等の需給情報やサプライチェーンを把握するとともに、消費者等の環境意識の高まり（地球温暖化防止や生物多様性保全等）を取り込むための対応方向等についても把握する必要がある。

## 3 事業内容

### (1) 里山広葉樹のニーズ調査

里山広葉樹のニーズを把握するため、家具・内装材・楽器・工芸品等における求められる樹種、製品に必要な規格・品質等の需給情報について、各業界団体を通じてその会員に対し設問数10~15問程度のオンラインアンケート調査を実施すること。

また、そのうち業界団体ごと2者以上に対して詳細のヒアリングを行い、サプライチェーンの把握と、木材調達に当たって意思決定がどのように行われているか、国産広葉樹の活用可能性について調査を行う。

なお、アンケートやヒアリングの実施に当たっては、事前に委託者と相談の上、対象者、質問項目や取りまとめ方法について協議を行うこと。

### (2) 環境意識の高まりを背景とした消費者や企業等への展開

広葉樹材を用いた家具・内装材・工芸品等の分野において、国産広葉樹を活用することが里山広葉樹林の再生につながることやプラットフォーム構築に向けた取組の紹介を行うため、インターネット等を用いた広報活動を事業期間中に3回以上行うこと。

また、そのうち1回以上は、国内の展示会等においてPR活動を実施すること。また、その際には来場者に対してアンケート等を取り、広葉樹利活用に向けた消費者・企業等の環境意識等のニーズについて調査を行うこと。

なお、広報活動の手法、アンケートの内容については、事前に委託者と

協議を行うこと。

(3) 広葉樹サプライチェーンの構築に向けた調査

里山広葉樹の利活用を通じた地域でのサプライチェーン構築に向け、これまで地域内外の関係者が連携し、実際にサプライチェーンを構築・維持してきた先行事例3か所以上を対象に、その取組内容や成立要因、課題等を明らかにする。具体的には、地域の関係者がどのように関与し、役割分担や情報共有を行ってきたのかについて、現地調査や関係者ヒアリングを通じて把握すること。それを踏まえ、全国レベルでのサプライチェーンを構築するための必要事項等を整理すること。

なお、調査する地域や調査内容等について、事前に委託者と協議を行うこと。

(4) 結果の報告

(1)～(3)で作成した結果を報告書として取りまとめること。

4 事業期間

契約締結の日から令和9年3月19日(金)までとする。

5 成果物

事業の結果を取りまとめた成果物を、紙媒体及び電子媒体(PDFファイル及びWord、PowerPoint等の可変可能ファイル)にて提出する。なお、電子媒体は、ウイルス対策を実施した上で、ウイルス対策に関する情報(ウイルス対策ソフト名、ウイルス定義、チェック年月日)とあわせてメール、ファイル共有システム等を通じて提出する。

- |         |      |
|---------|------|
| ・ 事業報告書 | 15 部 |
| ・ 電子媒体  | 1 式  |

提出場所：林野庁林政部木材産業課調整班  
(農林水産省本館7階 ドアNo. 本728)

提出期限：令和9年3月19日(金) 17時

6 その他

(1) 受託者は、原則、提案書のとおり事業実施するものとする。

(2) 実施スケジュール及び実施体制を契約締結後10日以内(土、日、祝日を除く)に提出するものとする。

(3) 業務の目的を達成するために、林野庁担当者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。なお、受託者は、林野庁担当者と本事業の円滑な進捗及び成果品の質の向上を図るため、本事業の進捗状況等について林野庁の求めに応じて報告を行うほか、打合せを月1回程度定例的に実施するほか、必要に応じてそれ以外にも実施するものとする。

(4) 受託者は、本事業の遂行に当たり知り得た事項について、契約期間に関わらず外部に漏らしてはならない。なお、本事業の遂行を支援した学識経験者の所属する研究機関が本事業の成果を学会発表や学術論文等において公表したい場合は、事前に委託者と協議を行うものとする。

(5) 本事業の受託者は、成果物等について、納品期日までに農林水産省に内容の説明を実施して検収を受けるものとする。検収の結果、成果物等に不

備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について農林水産省に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品するものとする。

- (6) 本業務における成果物の著作権者及び二次的著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）は、受託者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て農林水産省に帰属するものとする。

農林水産省は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるのと同時に、任意に開示できるものとする。

本件に関する権利（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）及び成果物の所有権は、農林水産省から受託者に対価が完済されたとき受託者から農林水産省に移転するものとする。

納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受託者は、当該既存著作物の内容について事前に農林水産省の承認を得ることとし、農林水産省は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

受託者は農林水産省に対し、一切の著作権者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

- (7) 本事業における人件費の算定に当たっては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとする。なお、委託者は受諾者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表（受諾者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）者の給与明細を確認する。

- (8) 受託者は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に別紙1の様式を用いて、以下の取組に努めたことを、みどりチェック実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～エの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

エ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

- (9) この仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり生じた疑義については、必要に応じ林野庁担当者受託者が協議を行うものとする。

- (10) 本事業の実施に伴い収集した調査データ等については、データの集計等に利用可能なデータ形式（Excel、Word等）により、電子媒体にて提出すること。なお、提出場所及びウイルス対策については、5の成果品の提出と同様とする。







具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。</li> </ul>	□	□
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。</li> </ul>	□	□
<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。</li> </ul>	□	□
<ul style="list-style-type: none"> <li>作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。</li> </ul>	□	□
<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。</li> </ul>	□	□
<ul style="list-style-type: none"> <li>作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。</li> </ul>	□	□
<ul style="list-style-type: none"> <li>労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。</li> </ul>	□	□
<ul style="list-style-type: none"> <li>その他（ ）</li> </ul>	/	/

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由  
 （ ）